

秋田県告示第177号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条第1項の規定により、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し届出があったので、同法第9条の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 縦覧に供する書類の名称
ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書の副本及び添付書類
- 2 縦覧期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県生活環境部環境整備課